

平成27年第5回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 信 夫 班長兼副主幹 加藤 潤
主 事 須田 拓 也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	齋 藤 光 正
総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均	財 務 部 長	佐 藤 正 春
市民福祉部長	伊 東 秀 一	農林水産建設部長	佐 藤 正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春	教 育 次 長	齊 藤 義 行
ガス水道局長	高 橋 元	消 防 長	伊 東 善 輝
会 計 管 理 者	齋 藤 洋	総務部総務課長	齋 藤 隆
企 画 課 長	佐々木 俊 哉	財 政 課 長	佐 藤 正 之
市 民 課 長	渋谷 憲 夫	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	観 光 課 長	佐 藤 均

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成27年9月4日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第63号の訂正
- 第2 報告第4号 専決処分の報告について（専決第8号）
- 第3 報告第5号 専決処分の報告について（専決第9号）
- 第4 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第5 議案第60号 にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第61号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第62号 土地の取得について
- 第8 議案第63号 新市まちづくり計画の変更について
- 第9 議案第64号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第10 議案第65号 にかほ市と秋田県との間の行政不服審査会に関する事務の委託について
- 第11 議案第66号 平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第67号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第68号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第69号 平成26年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第70号 平成26年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第71号 平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第72号 平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第73号 平成26年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第19 議案第74号 平成26年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第20 議案第75号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第21 議案第76号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第22 議案第77号 平成27年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第23 議案第78号 平成27年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第24 議案第79号 平成27年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第80号 平成27年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第81号 平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第82号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第28 議案第83号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第29 一般会計決算特別委員会の設置
- 第30 一般会計予算特別委員会の設置

第31 議案及び請願・陳情の付託

第32 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時08分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席委員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第63号の訂正の件を議題にします。

議案第63号については、9月3日に会議規則第19条に基づき、皆様に配付した資料のとおり訂正請求書が提出されております。

議案第63号の訂正について説明を求めます。総務部長。

●総務部長（齋藤均君） おはようございます。

それでは、議案第63号新市まちづくり計画の変更についてでありますけれども、変更内容に錯誤がありましたので訂正をお願いをいたします。

別紙のとおり正誤表を配付させていただいておりますけれども、議案書の13ページをお開きください。

上から2行目「平成26年度」とありますけれども、こちらを「平成27年度」に訂正をお願いをいたします。

次に、その下になりますが、3行目です。「平成17～25年度」とありますのを「平成17～26年度」に訂正をお願いをいたします。

次に、12行目になります。「平成25年度」と記載あるものを「平成26年度」に訂正をお願いをいたします。

1ページめくって、次の14ページになります。表の上になりますが、行数でいきますと上から8行目に当たります。(8)普通建設事業費の項目中「事業費を」とありますのを、(8)普通建設事業の項目中「普通建設事業費」を「投資的経費」に、「事業費」をこのように訂正をお願いをいたします。

以上、訂正をしておわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

説明は以上です。

●議長（菊地衛君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号の訂正については許可することに決定しました。——訂正します。議案第63号の訂正については、許可することに決定いたしました。（該当箇所訂正済み）

日程第2、報告第4号専決処分の報告について（専決第8号）から日程第4、報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの報告3件、日程第5、議案第60号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから日程第28、議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてまでの議案24件、計27件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

はじめに、報告第4号専決処分の報告について（専決第8号）から報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで報告第4号から報告第6号までの質疑を終わります。

次に、議案第60号にかほ市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから議案第62号土地の取得についてまで、3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第60号から議案第62号まで3件の質疑を終わります。

次に、議案第63号新市まちづくり計画の変更についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。13番伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起債することができる期間の特例が設けられたことを踏まえ、計画期間を延長するとともに、その一部を変更するとの説明でありました。

質疑いたします。

1、法改正が行われたのは平成24年ですが、今の時期に計画変更する理由を伺います。

また、今回変更しようとする計画内容は、どういった協議の過程を経て決められたものですか。

2、第3次にかほ市行財政改革大綱によれば、平成31年度までに現在の分庁舎方式を検討し、見直しを実施する、庁舎の統合・整理を進めるとあります。このことは今回の変更で反映していますか。

3、財政計画の歳入歳出の見通し、その中で14ページ・15ページにかけての数字と、第3次にかほ市行財政改革大綱で示している数字、5ページなんですけれども——その違いがあります。その違いについての説明を求めます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それではお答えをいたします。

私からは①と②の質問についてお答えをします。③については財務部長が答弁をいたします。

①についてでありますけれども、今回の新市まちづくり計画の変更の主眼は、期間を5カ年延長して合併特例債を有効に活用しようとするものでございます。このために、この計画に示している六つの基本的な施策の方針は変わらないものの、時代のニーズ、市民のニーズ等を考慮して、財源として合併特例債を発行できるようにするため、県の指導を受けながら、より現状に即した計画となるように変更を行うものでございます。

法改正は、御指摘のとおり平成24年でありますけれども、変更前の現計画であります。これは平成27年度までとなっておりますので、平成24年度は計画年度途中で、この時点で平成28年度以降を見越した計画変更は、財政需要の観点などから時代に即した計画変更は難しいのではないかと考え、最終年度となる今般、平成27年度において計画変更を行おうとしているものでございます。

また、今回の計画変更は、先ほども申し上げたとおり、合併特例債の活用を見込んだ計画延長が主眼でありますので、内部で見直し案の検討、協議を重ね、最終的に県の指導をいただいて今回の提案に至ったというところでございます。

それでは、次に②についてお答えをいたします。

計画では、行政組織や機構の見直しを適宜実施し、職員数の減少に対応できる適切な人員の配置を図ります。また、市有施設の効率的なあり方についても検討し、効果的な活用を行いますと、そうした文言をこの変更計画に追加をしています。実際には庁舎など市有施設については、平成28年度に策定する公共施設等総合管理計画、こちらにおいて総合的に検討を加えるということになります。

そうした関係から、今回提案の財政計画の変更では、個別事業として具体的に庁舎統合事業の数値などは反映をしておりません。

②については以上であります。

●議長（菊地衛君） 答弁、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、私の方からは伊東議員の御質問の③番目のVI財政計画の歳入歳出の見通し数値と第3次にかほ市行財政改革大綱の財政収支の見通しの数値の違いについてお答えいたします。

それぞれの財政推計につきましては、新市まちづくり計画の変更については、合併特例債の特例期限の平成32年度まで、また、第3次にかほ市行財政改革大綱については、計画最終年度の平成31年度までの財政推計を行っております。いずれも今年度から平成29年度までの市の事業実施計画に加え、それぞれの最終年度までの歳入歳出を見込んで財政推計を行ったものでございますが、数値に違いが生じた主な理由としましては、それぞれの計画の財政推計を行った時期により数値に違いが生じたものでございます。

財政推計を行った時期については、第3次にかほ市行財政改革大綱は、本年3月に策定しておりますが、その財政収支の推計については、2月時点での平成26年度予算の実績見込みなどによりまして計画最終年度の平成31年度まで見込んだものでございます。

一方、新市まちづくり計画の変更では、平成26年度決算が確定しました本年7月時点で平成32年度までの財政推計を行ったものであります。

したがいまして、それぞれの計画策定時の財政推計を行った時期の違いにより、平成26年度の財政収支の数値に違いが生じたものでありまして、それを平成27年度以降の推計値に反映したため異なる数値となったものでございます。

なお、第3次行財政改革大綱の5ページの上段の平成26年度歳出決算見込み額152億5,200万円に対しまして、議案綴り15ページの新市まちづくり計画の歳出決算額は141億8,400万円となりまして、10億6,800万円の大幅な違いが生じております。その主な理由としましては、平成26年度歳出決算の確定により、平成26年度から平成27年度への事業の繰越分、約3億9,000万円、平成26年度の歳出の不要額、約1億9,500万円、さらには低利な市債に借り換えをいたしました借換債、約3億3,500万円などを控除したことによるものでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） ①についてです。計画内容は、こういった協議の過程を経て決められましたかということのお答えがないようです。——内部ということよろしい——はい、分かりました。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前10時14分 休 憩

午前10時15分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 今の質問なんですけど、内部というようにおっしゃられましたけども、どういうふうな組織とか形ですね、それちょっと詳しくお願いしたいのと、それから③番です。どちらも財政計画というふうになっていきますけれども、この計画というのは、同じ数字にしなくてもよろしいのでしょうか。この点ちょっとお願いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 1点目の内部というところでございますが、これは庁舎内部ということで、それぞれ所管している事業、計画がございますので、そういったところで協議を重ねてきたというところでございます。まとまったものについて、最終的に県との協議、指導を受けて変更案を決定したというところでございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） 先ほど一部というか御説明いたしましたが、第3次にかほ市行財政改革大綱については2月で推計しております。それは平成26年度の予算がまだ締まらない段階ということになります。まちづくり計画の変更の財政推計につきましては、本年7月に決算が確定した段階で計画を推計しておりますので、それにより大幅な違いが出てきたということ先ほど説明したとおりでございます。

それで、例えば今回、補正予算で多額の補正額計上しておりますので、今回の補正額によりまし

て財政推計はまた変わってまいります。それは例えばこれから12月補正、そういう補正額が積み重なるたびに財政課では推計を変えておりますので、まちづくり計画で県に提出した際の財政推計では、平成26年度決算をもとに7月で策定した推計で申請したものでございます。そのような状況でございます。以上です。

●議長（菊地衛君） これで議案第63号についての質疑を終わります。

次に、議案第64号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて及び議案第65号にかほ市と秋田県との間の行政不服審査会に関する事務の委託についての2件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第64号及び議案第65号の2件の質疑を終わります。

次に、議案第66号平成26年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） この質問、三つばかりしていますので、お答えいただきたいと思います。

はじめに、13款2項3目2節墓地管理手数料現年分、あるいは3節の墓地管理手数料滞納繰越分、4節の墓地管理手数料督促手数料について伺います。

御案内のように全国的に墓の所有者が不在になっているということで、荒廃している問題が結構出ているわけであります。当市のこの墓地管理手数料を見ますと、滞納額はいささかでございますので、問題になっている状況だというふうには思いませんが、今後は空き家の増加とともに増えることが予想されるわけであります。それに伴っての質問でございますが、墓地管理手数料の徴収はどのように行っていますか。また、管理面での問題はありますか。

次に、6款2項2目1節林業振興費報酬についてでございます。

平成25年3月に、にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部が改正され、新たに鳥獣被害対策実施隊員が追加をされたところであります。これには規則がありまして、にかほ市鳥獣被害対策実施隊設置に関する規則、こういうものがありまして、これを見ますと隊員の定数は30名以内というふうにあります。

そこでお尋ねしますが、現在の隊員数は何名ですか。

また、決算書を見ますと、決算額が13万9,000円になっています。規則で定めるところの出動区分ごとの出動件数と金額をお尋ねいたします。

それから、主な鳥獣被害には、どんなものがありましたかということで質問をさせていただきます。

もう一つは、にかほ市財産に関する調書中、(14)に特別導入事業基金がございます。これを見ますと75万2,000円、それから、(16)の高額療養費資金貸付基金、これは4万3,000円ということで、それぞれ未償還になっているというふうに思われますので、この内容、あるいは理由についてお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） それでは、私の方からは、三つございますが、そのうちの最初の墓地管理手数料関係と一番下になりますが、その中の高額療養費資金貸付金の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

まず第1点目の墓地の管理手数料の件でございます。

管理手数料を徴収している望海霊園、これは仁賀保墓園内でございますけれども、その該当する方に対しては毎年納付書を発行して納期限までに納入をいただくというようなスタイルをとっておりますが、納入がない場合は督促の通知を行っております。それでも納入がない場合には、訪問徴収という形での手はずをしております。

次に、管理面での課題はありませんかということでございますけれども、現在、墓所の管理につきましては、使用者の方々に責任を持って管理をいただいているところでございます。ただ、墓所以外、例えば通路でありますとか芝生でありますとか水道施設ですとか、そういった部分の維持管理につきましては、望海霊園を含む仁賀保墓苑を管理課公園管理班が行っております。

また、象潟にございます緑ヶ丘墓苑は生活環境課生活環境班が適時行っておりますけれども、管理については特に問題は発生してございません。

しかしながら、先ほど議員からお話がありましたけれども、将来的に使用者の死亡等によりまして墓所の承継がなされるかどうか、これが今後の課題になるのではないかと考えております。以上でございます。

次に、高額療養費資金貸付金の貸付未償還金4万3,000円の償還されない理由ということになりますが、この貸し付けは平成10年度に1名の方でございますけれども、高額療養費該当分として15万8,000円を貸し付けしたものでございます。平成20年度までに貸付金の7割に相当します11万5,000円を償還していただいております。しかし、その後その方との連絡が取れない状況となっていることから償還されないで残っているものでございます。これまでも通知等によりまして納付のお願いはしておりますけれども、今後も引き続き居住地や職場等の調査を行いながら償還に結びつくようにしたいと考えております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、6款2項2目の林業費について説明いたします。

現在の隊員数は何名ですか、また、13万9,000円の内訳についてでありますけれども、現在、にかほ市鳥獣被害対策実施隊の隊員数は28名であります。その内訳でありますけれども、仁賀保地方猟友会の会員24名と市の職員4名となっております。

隊員の報酬13万9,000円の出動の区分でありますけれども、2種類あります。一つは、カモやカラスの駆除で出動回数5回、延べ人数で44名となっております。報酬でありますけれども、全員が銃の所持者ということで一日3,000円ですので、44名掛ける3,000円で13万2,000円となります。

二つ目はクマの駆除でありまして、延べ出動日数が3日間です。人数は延べ5人ということで、内訳としまして1名が銃を持っているということで3,000円、それから4名は捕獲おりの設置、あるいはその巡回ということで4,000円ということで計7,000円、合わせますと13万9,000円となります。

次に、②の主に鳥獣被害についてでありますけれども、カモやカラスにつきましては、田植え時

期に主に直播後の種子の食害や苗の引き抜き、踏み倒し等の被害で、面積は毎年0.7ヘクタールを確認しております。また、クマにつきましては、山の栗の木を食い荒らす被害などの報告を受けております。また、最近では一番多いのがハクビシンでありまして、人家近くの農作物の被害や家屋への侵入、糞害等の発生がしており、住民が市で貸し出しております捕獲用のおりに追って駆除しているような状況であります。

続きまして、特別導入事業基金についてであります。

未償還金75万2,000円ありますけれども、これは平成25年度と平成26年度に、肉用繁殖雌牛をそれぞれ1頭ずつ購入した際に貸し付けたものでありまして、貸付期間が最長で5年ということもありまして、償還期日が平成30年8月と、それから平成31年5月となっていることから、まだ償還されていないというのが実情であります。以上です。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） はじめに、墓地の関係で再質問をいたしますが、特別管理面に問題ないというような話でもありましたけれども、昨今、所有者が当市に住んでいないという方もおられるというように聞いているんですが、その辺の管理はどうなっているのかなというような、こういうことが一つであります。

それから、大変少ない額であれなんですけど、この墓地管理手数料督促手数料ですか、100円が未収になっているわけで、このことからして、何かこの徴収に課題があるのかなというふうな思いがあって質問しましたので、その辺も含めてお答えいただければというふうに思います。

それから、林業振興費の報酬の方ですが、隊員数が30名以内の28名ということで、特別問題はないのかなというふうに思うんですけども、昨今、ハクビシンのその被害の話がありました。と同時に、最近、イノシシの被害ということでかなり問題になっているようで、いつでしたか、由利本荘市の方にも出ていると、こういうような新聞記事を記憶しているんですが、そういったそのイノシシの被害という、こういうものは被害が確認されていないのかどうか。

それから、にかほ市の財産に関する調書の中で、この特別導入事業基金は分かりました。

一方の高額療養費資金貸付基金であります。この貸し付けについては、にかほ市に住所を有する被保険者で、かつ高額療養費の受給資格者、この方に貸し付けを行う、こういうふうな条例であります。貸し付けの期間というのは3ヵ月以内、これも条例に載っています。ただし、市長が特別の事情があるというふうに認めるときは延長することができる。さらに、市長が必要と認めるときは、保証人を1人つける、こういうふうな条例であります。話は分かりましたけれども、そうすればこの条例にある、例えば保証人を1人つける、こういったことをなされているのかどうか、この補てん、今どういうふうになっているのか、改めてお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 答弁、生活環境課長。

●生活環境課長（小松幸一君） それでは、最初に墓地の管理手数料の関係でございますけれども、市外、主に県外におられる方も多少はおります。その方々につきましては、やはり転勤、もしくは向こうの方に引っ越したということで、ふだんの管理につきましては、こちらの使用の申請の際に市内の方の保証人をつけております。その方々が管理している場合もありますし、あとは親類の方々

でございます。その方々が適時管理しているということで、あとは彼岸、あるいはお盆の際に来たときに、お墓参りをしながら管理しているということで、現在はそのような形で行って、問題ないということとなっております。

それから、滞納関係でございますけれども、一つは滞納繰越分でございます。平成26年度は11万9,000円ほどが納入されております。これにつきましては、5人分でございます。お分かりのとおり、望海霊園の方は横型と日本型がございます。この滞納5件分につきましては日本型が5件分という形で納入になっているものでございます。

それと、督促手数料でございますけれども、1,100円ということで1件当たり100円ということで、11件分となっております。これらにつきましては、やはり先ほど部長も申しましたとおり、期限までに納入されなかった方にそれぞれ条例に基づきまして滞納分ということで督促手数料を賦課した形で再度請求、それから納めてもらったものでございます。以上でございます。——質問の100円の未納につきましては、現在徴収できていないということでございます。ただ、滞納繰越分——未収分につきましては、今年中に納入になる予定となっております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 高額療養費の関係でございますけれども、先ほどもお話をさせていただきましてけれども、この貸付金は平成10年度ということでございます。これは当時、旧象潟町で貸し付けをしたというような内容になってございまして、先ほど鈴木議員が話の引き合いに出されました合併の際のにかほ市高額療養費資金貸付金条例、これ以前の貸し付け行為だということでございます。そこら辺を御理解いただきたいと思います。

あと、保証人の関係は——担当課長の方に。

●議長（菊地衛君） 市民課長。

●市民課長（渋谷憲夫君） 当時の借用書を調査しましたところ、保証人については、いることにはなっておりますけれども、ただいま市外へ引っ越ししてございまして連絡つかない状態でございますけれども、いずれ借りた本人に対しても、それから保証人に対しても、今後は催促等を行っていきたく、通知を行いながらしてまいりたいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） イノシシの被害はありますかでありますけれども、それは私ども聞いておりません。ただ実は、つい最近、サルが出たということで、サルのおりをですね、なかなか地元になくて、昨日、八峰町からお借りしてきまして、今日午前中、設置するというところでございます。ということです。

●議長（菊地衛君） これで議案第66号についての質疑を終わります。

次に、議案第67号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてから議案第81号平成27年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、15件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第67号から議案第81号まで、15件の質疑を

終わります。

次に、議案第82号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） それでは、質疑させていただきます。

鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクト実施事業の連携ソフト事業として、広域観光情報の共有と運用という項目がございます。環鳥海の六つの道の駅間での連携も、かなり重要と考えますが、総合的広域観光システム構築に当たり、これまで連携に向けた協議は行われているのかお伺いいたします。

また、本会議での提案説明においてですね、いろいろ詳しくは委員会の方で説明したいとの説明がありましたが、議会運営委員会では質疑通告まで時間がないため、本会議での詳しい説明を求めると要望しておりましたので、いま一度詳しい説明を求めます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり秋田県市町村未来づくり協働プログラムにおきましては、県を含め由利本荘市とにかほ市が連携をしまして、鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクトを立ち上げております。これに県境を越えた庄内地域を含めた鳥海観光エリアとして広域的な各種取り組みについて協議を重ねてきております。

広域観光プロジェクトの内容につきましては、これまで観光拠点センターの整備の説明の際に、あわせて紹介をしてきたところでございますけれども、具体的な取り組みといたしましては、目玉となるのが観光拠点センターの整備となります。それをはじめ交流人口の拡大に向けた広域周遊アクセスの構築、あるいは鳥海山の自然と景観、湿原や湧水、滝などを取り込んだ観光ルートの整備、郷土芸能などの文化、自転車やトレッキングなどのスポーツ、あるいは地域の食など、いろいろな角度から地域の資源の活用について由利本荘市と本市、それから県からは由利地域振興局観光振興課、観光戦略課、地域活力創造課のスタッフが参加して協議を行ってきております。

プロジェクトは平成26年度からの着手となっておりますが、事業開始の平成26年2月から定期的に協議を重ねてきております。由利地域未来づくり協働プロジェクト推進カンファレンスといたしまして、本年7月まで計13回、打ち合わせを行ってきております。

このカンファレンスでは、プロジェクトの各項目について協議をしており、広域観光情報関連についても協議をしております。4月には県立大学の准教授から広域観光情報の共有、発信のあり方と実践手法として、観光情報システムの役割や情報管理などについて具体的に御指導をいただいたところでございます。

また、打ち合わせの中では、どのような情報システムがよいのか、情報システムの導入に当たり、県や国に該当する支援制度がないのかなどについて、さらには各地域の観光情報等の収集や提供をどのように進めていけるのかなどについて検討を加えております。

当市といたしましては、これまで広域観光情報システムの整備につきまして、県による財政の手当、支援について打診をしてまいりましたが、システムの導入については県に該当する支援制度が

なく、にかほ市独自の整備を基本としながら重点道の駅に関連した国の支援制度などについて検討を加えてきていたものであります。このことは9月1日の市長からの提案説明にありまして、今回、地方創生先行型の事業採択の機会が生まれましたので、これをにらんで事業を行おうとするものでございます。

今回、にかほ市における広域観光情報システムの導入が本格的に動き出すわけになるわけですが、このことで道の駅、6駅連携も含め、より具体的な協議が進めていくことができますので、次回、第14回のカンファレンスには今回提案しております情報システムを紹介しながら、各地における観光情報の共有や運用方法など、連携による運営についても具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

道の駅6駅連携は重要との御指摘でございますけれども、本年7月30日、道の駅象潟「ねむの丘」が重点道の駅に選定されましたが、選定になったポイントといたしまして、先駆性が挙げられております。その中に環鳥海地域のゲートウェイとして、ワンストップで総合観光情報の発信、地域内の6駅連携による個性を生かした駅間交流と周遊による活性化の二つが挙げられております。これまで県と2市でプロジェクトにおきまして、鳥海山を核とする広域観光振興という広域連携に取り組んできたわけでございますが、今回の重点道の駅の選定によりまして6駅連携という具体的な連携の姿が確認されたこととなります。今度は、広域連携におけるそれぞれの地域の拠点として道の駅が重要な存在になっていくものと考えております。

また、これを受ける形で秋田県の建設部道路課の呼びかけによりまして、国土交通省秋田河川国道事務所、由利地域振興局、にかほ市、由利本荘市、道の駅象潟「ねむの丘」をはじめとする6駅の駅長が集いまして、由利地域重点道の駅に関する意見を交換する会を3月と5月に開催しております。この意見交換会では、重点道の駅の概要や目的、道の駅の連携による活性化、施設維持拡充に向けた各種補助制度の概要などについて6駅が情報共有を図り、相互にPR活動を行い、誘客促進につなげていくことを確認しております。その後、8月20日の新聞でも報道がありましたが、新たに由利地域重点道の駅推進協議会が組織され、本格的に6駅連携に向けた取り組みが進められることになっております。

補足説明で説明した内容以外、もっと詳しくとの御質問でございますが、補足説明の内容と重複することになりますが、現在考えている施設の概要について再度説明をいたします。

総合的広域観光情報システムは、デジタルサイネージという電子広告版を媒体として構成されるということは補足説明で、イメージをお示しして説明してきたとおりでございます。動画や静止画、文字情報などさまざまな情報を液晶ディスプレイに表示をいたします。ディスプレイは80インチ、畳約1枚の大きさになりますが——の大画面が1台、55インチの中型モニターが1台、計2台の設置を予定しております。場所、時間ごとに表示するコンテンツを設定できるため、訪れる観光客のニーズにあわせた細やかな情報発信が可能で、観光ポイントのすべてを網羅し、地域観光への興味喚起を図っていきます。

また、タッチパネルの利用によりまして、操作が簡単な上、興味を持った観光地の地図など、詳細な情報を提供することが可能となっております。そして、それらの地図やルート情報などは、ス

スマートフォンなど携帯に取り込んで活用ができ、観光地への誘客が可能となっていきます。この観光情報システムの運用におきましては、発信される情報の内容となるコンテンツが重要とされており、具体的なコンテンツの企画や設計、製作をどのように進めていくかということになりますが、コンテンツにはさまざまな製作方法があり、また、多くの専門業者が存在しております。さまざまなコンテンツにつきまして検討を加える意味で、本事業の委託につきましては、各業者からの提案内容により業者選定を行うプロポーザル方式による発注方式をとりたいと考えております。よって、具体的なコンテンツ製作については、業者決定後、詳細について協議しながら進めていくこととなりますので、これまで説明した内容についても、より良いものへの変更もあり得るものと考えております。

一般質問の市長の答弁にもありましたが、ジオパークの情報提供も大きなコンテンツの一つとなりますので、地域のさまざまな情報を分かりやすく提供できるようにしたいという考えでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ただいまこの事業に関しまして、国が支援する地方先行型の地域住民生活等緊急支援交付金事業の採択を目指して、今、県の方に8月二十何日に提出したということになっておりますけれども、これは国の方の交付金事業、採択にならなくとも、あくまでも今現在上程されているとおり地域振興基金、繰入金を繰り入れしても、市単独でも行っていくという事業なのか、その点一点と、それから今、部長の説明の中にありましたコンテンツの内容ですね。それは業者さんを決めてからということでありましたけれども、その業者が決まり、コンテンツを作成していく部分ですね、さらに費用がかかるという懸念はないのでしょうか。その点お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 事業実施に当たりまして国の採択がなくても実施していくのかということですが、これは国の支援の採択がなくても実施をするということでございます。

もう一つ、コンテンツの製作についての事業費になりますけれども、これは1,200万円の中にコンテンツのソフト関係の製作、これも入ってございます。

【3番（佐々木雄太君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（菊地衛君） これで議案第82号についての質疑を終わります。

次に、議案第83号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第83号についての質疑を終わります。

日程第29、一般会計決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第66号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計決算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
暫時休憩します。

午前10時49分 休 憩

午前10時51分 再 開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第30、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。
お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第75号、議案第82号及び議案第83号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
一般会計決算特別委員長及び一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により年長議員から司会をお願いします。10番佐々木弘志議員。
しばらく休憩します。

午前10時52分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（18名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	正明	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	9番	市川	雄次
10番	佐々木	弘志	11番	佐々木	平嗣
12番	小川	正文	13番	伊東	温子
14番	鈴木	敏男	15番	佐々木	春男
16番	宮崎	信一	17番	加藤	照美
18番	佐藤	元	19番	佐藤	文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐藤	信夫	班長兼副主幹	加藤	潤
主事	須田	拓也			

.....

説明員

市長	横山	忠長	教育長	齋藤	光正
総務部長 (危機管理監)	齋藤	均	財務部長	佐藤	正春
市民福祉部長	伊東	秀一	農林水産建設部長	佐藤	正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木	敏春	教育次長	齋藤	義行
ガス水道局長	高橋	元	消防長	伊東	善輝
会計管理者	齋藤	洋	総務部総務課長	齋藤	隆

企 画 課 長 佐々木 俊 哉 財 政 課 長 佐 藤 正 之
市 民 課 長 渋 谷 憲 夫 生 活 環 境 課 長 小 松 幸 一
農 林 水 産 課 長 佐 藤 克 之 観 光 課 長 佐 藤 均

.....
午前10時53分 開 会

●年長委員（佐々木弘志君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計決算特別委員会委員長に15番佐々木正明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、14番鈴木敏男委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には15番佐々木正明委員、副委員長には14番鈴木敏男委員が決定しました。

15番佐々木正明委員、14番鈴木敏男委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これをもちまして私の職務を終わります。

暫時休憩します。

午前10時54分 休 憩

午前10時55分 再 開

【一般会計決算特別委員長（佐々木正明君）が議事をとる】

●一般会計決算特別委員長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま委員長に指名されました佐々木です。

一般会計決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計決算特別小委員会に改め、一般会計決算特別委員会に付託予定の議案第66号を、それぞれの一般会計決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計決算特別委員会を散会します。

午前10時56分 散 会

.....

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

2番	渡部幸悦	3番	佐々木雄太
4番	佐々木正明	5番	奥山収三
6番	伊藤知	7番	伊藤竹文
8番	飯尾明芳	9番	市川雄次
10番	佐々木弘志	11番	佐々木平嗣
12番	小川正文	13番	伊東温子
14番	鈴木敏男	15番	佐々木春男
16番	宮崎信一	17番	加藤照美
18番	佐藤元	19番	佐藤文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐藤信夫	班長兼副主幹	加藤潤
主事	須田拓也		

.....

説明員

市長	横山忠長	教育長	齋藤光正
総務部長 (危機管理監)	齋藤均	財務部長	佐藤正春
市民福祉部長	伊東秀一	農林水産建設部長	佐藤正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木敏春	教育次長	齋藤義行
ガス水道局長	高橋元	消防長	伊東善輝
会計管理者	齋藤洋	総務部総務課長	齋藤隆

企 画 課 長	佐々木 俊 哉	財 政 課 長	佐 藤 正 之
市 民 課 長	渋 谷 憲 夫	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之	観 光 課 長	佐 藤 均

.....

午前10時57分 開 会

●年長委員（佐々木弘志君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に15番佐々木正明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、4番佐々木春男委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には15番佐々木正明委員、副委員長には4番佐々木春男委員が決定しました。

15番佐々木正明委員、4番佐々木春男委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時58分 休 憩

午前10時59分 再 開

【一般会計予算特別委員長（佐々木正明君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名されました佐々木です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第75号、議案第82号及び議案第83号を、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時00分 散 会

.....

午前11時01分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31、議案及び請願・陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっている議案第60号から議案第83号までの24件は、配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計決算特別委員会並びに一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

【10番（佐々木弘志君）退席】

●議長（菊地衛君） 次に、請願第1号及び陳情第11号から陳情第13号については、お手元に配付した請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第32、請願の紹介を議題とします。

今定例会に提出された請願第1号T P P交渉にかかる国会決議の実現に関する件についての紹介を求めます。17番加藤照美議員。——暫時休憩します。

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

【10番（佐々木弘志君）出席】

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

請願第1号の紹介議員、17番加藤照美議員の発言を求めます。17番。

【17番（加藤照美君）登壇】

●17番（加藤照美君） それでは、請願第1号T P P交渉にかかる国会決議の実現に関する件についてを簡単に紹介したいと思います。

請願の内容につきましては、皆さん方に配付してあります請願書のとおりでありますけれども、大きく3点に分かれております。

まず第1点目として、国の最高意思決定機関である国会の決議に即した交渉を、妥協することなく進めること、これが1点目であります。

2点目が、T P P交渉に関して国民へ十分な情報開示を行うとともに、利害関係者の意見を交渉過程に確実に反映させること、これが2点目であります。

3点目は、農林・水産分野の重要5品目等の聖域が確保できない場合や交渉過程において政府方針の実現が困難とみなしたならば、交渉脱退を期すこと。

以上が請願の内容でありますので、議員各位の御賛同をいただき、本請願が採択されますよう格別の御支援をお願いし、請願の紹介とさせていただきます。

●議長（菊地衛君） これで請願の紹介を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時17分 散 会
